

農地中間管理事業評価委員会意見

令和 7 年 6 月
農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律第 9 条の規定に基づき、兵庫県農地中間管理機構（以下「農地バンク」）から、令和 6 年度の農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」）の実施状況について説明を受け、下記のとおり評価及び意見を附す。

記

1 令和 6 年度の取組について

農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」）の改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い、地域での話し合いにより地域農業の将来の在り方を明らかにする「地域計画」を令和 7 年 3 月末までに策定することが法定化された。

この度の改正により農地バンクは、農地バンク事業の普及を図るとともに借受者の意向を把握したうえで、地域との調和に配慮しつつ農地バンク事業を行うことに加え、地域計画の区域において農地バンク事業を重点的に行うものとされた。また、農地の貸借制度は基盤法に基づく相対契約（農用地利用集積計画）が廃止され、農地バンクを介した利用権設定（農用地利用集積等促進計画）と農地法 3 条許可に限られるなど大きく見直された。

これら法改正等に的確に対応し、農地バンク事業を円滑かつ効率的に推進するために、①市町における事務手続きの見直し、②市町等で別途確認できる場合には受け手の本人確認書類の省略を可能とするなど事務の簡素化・効率化を進めるとともに、③農業委員会、県稲作経営者会議や県集落営農組織ネットワーク協議会等担い手団体及び市町、農業委員会等との連携体制の構築等に取り組んだ。農地バンクでは令和 5、6 年度と 2 ヶ年にわたり、市町が策定する地域計画について、計画策定の協議の場へ参画し、受け手への利用権設定方法や農地バンク事業のメリットなどに関する質疑に積極的に対応した結果、令和 6 年度末には計画策定対象となる 2,608 地区のうち約 7 割での計画策定に繋がった。この様に、地域計画が策定されたことで地域における農地利用の将来像や地域農業の在り方が明らかになった。

本県では、地域計画策定の動きが始まる以前から担い手への集約化に向けた調整を行っていたことと相まって、近年では最多の 901.8ha の転貸実績（前年度 573.66ha から大幅増）につながるなど農地バンク事業の活用となった。

地域計画の策定主体である市町では職員数が限られているため、地域計画の策定に大半の力を注ぐことになったが、集落の活用すべき農地を一括して農地バンクに預ける「いきいき農地バンク方式」の趣旨や効果について普及啓発を進めた結果、昨年度並みの 25 地区（25 集落）で当該方式が活用された。同方式による令和 6 年度の転貸等面積は 310ha（累計 2,484ha）となり、これは令和 6 年度の転貸実績 901.8ha の約 3 分の 1 を占めるものである。地域計画策定

過程での地域の話し合いが「いきいき農地バンク方式」の土台となり、今後、当該方式の取組拡大が期待できるものと考えられる。

農地バンク事業開始から 10 年間が経過し、令和 6 年 5 月から貸借期間(10 年間)満了に伴う契約更新が順次発生している。モデル地区を設定し市町と農地管理事務所の連携のもと、事務処理フローの整理・明確化を図った結果、受け手の意向確認ができた農地で円滑に更新手続を完了することができた。この事例を各農地管理事務所と共有しそれぞれの地域の実情に応じて更新手続を進めたところ、更新が必要な全農地について手続きを終えた。

2 今後重点的に取り組むべき事項

基盤法の改正により相対契約（農用地利用集積計画）が廃止され、農地バンクを介した利用権設定（農用地利用集積等促進計画）のみとなった。そのため、相対契約（契約期間 3～5 年が主）農地の更新手続きは農地バンクが対応することになる。加えて、令和 7 年度には農地バンク事業で過去最も契約が多かった平成 27 年度契約案件の 10 年満了に伴う更新手続きが必要になる。

これらに対応するため、令和 6 年度に見直した事務手続き、添付書類の簡素化と関係機関等と連携した体制について、令和 7 年度は新たな課題の早期の把握と対策を繰り返しながら、農地バンク事業を円滑・効率的にかつ正確に事務処理を進めていく必要がある。

また、策定期限を令和 7 年 3 月末までとされた地域計画は、時間的な制約もあり現耕作者の把握に時間を要し、目標地図における耕作者検討中の事例も見受けられる。今後は、この計画の実行はもちろん、地域農業の将来のあり方への議論を深め地域の広域化など計画のブラッシュアップを図ることが不可欠である。このことから、引き続き地域計画のブラッシュアップ等の協議に積極的に参画していくことにより農地バンク事業の活用を一層図るべきである。

この地域計画の策定・ブラッシュアップの過程においてこそ、地域全体で農地の有効活用を図る「いきいき農地バンク方式」を検討する意義は大きいと考えられる。①迅速・効率的なゾーニングや集約化、②耕作者のリタイヤ時における農地の荒廃防止、③ゾーニングにより近隣からの担い手誘致が容易、④基盤整備事業や機構集積協力金等の支援策の活用が可能、⑤担い手・自給的農家・土地持ち非農家の役割がそれぞれ明確化などの効果の普及啓発を一層強化することで、農地の集積・集約につなげていくことを期待する。

以上に留意しつつ、今後重点的に取り組むべき事項を以下に示す。

- （１）事務手続き及び添付書類の一層の簡素化、関係機関等との連携体制の更なる強化
- （２）地域計画ブラッシュアップへの積極的な参画を通じた農地バンク事業の活用促進
- （３）地域計画策定地区をはじめとして県内各集落における「いきいき農地バンク方式」の活用促進